



令和3年分確定申告

・所得税の確定申告について 西大寺税務署 ☎086-942-3845
・市県民税の申告について 税務課 ☎0869-22-1114

青色申告、消費税申告、過
年分の申告、住宅借入金等特
別控除、株式、土地などの譲
渡所得、本人死亡の場合の申
告相談は、市が開設する申告
相談ではお受けできません。
税務署が開設する申告相談を
利用してください。
※市が開設する会場の開催日
程は、広報せとうち2月号
に掲載します。

**申告が必要な人は
早めに準備をしましょう**
所得税と市県民税の申告相
談が、令和4年2月16日（水）
から3月15日（火）まで行わ
れます。申告が必要な人は、
早めに書類などの準備をしま
しょう。
申告相談会場の開設は、申
告相談の期間中のみとなりま
すが、所得税の還付に関す
る申告書は1月から税務署に
e-Taxなどで提出でき
ます。

また、市に納付した保険税、
保険料については、申告書に
領収書を添付する必要があります
ませんが、1年間の支払額を
知りたい人は、本人確認ので
きるもの（運転免許証など）
を持参の上、税務課へお問い
合わせください。

**社会保険料控除の
対象金額を確認しましょう**
令和3年1月1日から令和
3年12月31日までに支払った
国民健康保険税、介護保険料、
後期高齢者医療保険料、国民
年金保険料は、所得税や市県
民税の社会保険料控除の対象
となります。
ただし、年金から直接差し
引かれた場合は、直接差し引
かれた年金受給者本人の控除
となり、口座振替や納付書で
支払った場合は、実際に支
払いをした人の控除となりま
す。領収書や通知、通帳で確
認し、申告書に記入してくだ
さい。

※e-Taxは市の申告会場
には設置していません。

年頭挨拶 持続可能なまちづくりを目指して

新年あけましておめでとうございます。
昨年は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、
岡山県においても2度の緊急事態宣言が発令されるな
ど、人の移動や日常生活に制限が課せられ、我が国の
経済にも大きく影響し、日本中が新型コロナウイルス
感染症にさいなまれた一年となりました。市民の皆さま
には感染拡大防止にご協力いただき、感謝申し上げます。



瀬戸内市長
武久 顕也

さて、国においては、昨年岸田内閣が誕生し、新た
な資本主義「成長と分配の好循環」を主要施策として
掲げ、持続可能な経済社会を構築していく議論がされ
ています。本市においても少子高齢化社会の到来、カ
ーボンニュートラルの実現、大規模災害への対応など
目の前の課題解決だけの視点でまちづくりを進めるの
ではなく、本市を取り巻く社会・経済情勢の変化など
を予測しつつ、将来世代が希望を持ち続けることができ
るよう、長期的、多面的な視点で持
続可能なまちづくりを進めていく必要があります。

近年本市においては、企業誘致を積極的に行い、J R沿線では商業施設の進出や宅地化も
進む一方で、東部地域では過疎化が進み、空き家や耕作放棄地も増加しています。この課題
に対応するため、本市の限られた資源である土地の有効活用を計画的に進めていくことが必
要となっています。今年この指針となる土地利用の計画を策定し、10年後、20年後、さら
には50年後の瀬戸内市が、調和のとれた良好な地域環境を維持し、市民の皆さまが住みよ
いと感じられるまちづくりを進めていきます。

結びに、皆さまにとりまして本年が、明るく希望に満ちた一年となりますよう祈念いたし
まして、新年のご挨拶といたします。



錦海塩田跡地のメガソーラー

今年は自宅から提出！
**スマホ専用画面で
確定申告書を送信！**

スマホ専用画面で申告できる人
【収入】
・給与所得がある人
・年金収入、副業などの雑所得がある人
・特定口座年間取引報告書がある人
・上場株式などの譲渡損失額（前年繰越分）がある人

スマホ専用画面
マイナンバーカード対応
のスマートフォンを使え
ば、e-Taxで送信できます。
詳しくは、国税庁ホーム
ページでご確認ください。



国税庁ホームページ

税務署の確定申告相談

▷相談日時 令和4年1月24日（月）～3月15日（火）
午前9時～午後5時（受付は午前8時30分から午後4時まで）
※相談には「入場整理券」が必要です。入場整理券
は、LINE アプリによるオンライン取得のほか、当
日税務署でも取得できます（混雑状況によっては
取得できない場合があります）。
▷会場 西大寺税務署（岡山市東区西大寺中2-24-13）
※来場の際は、公共交通機関をご利用ください。
※土・日・祝日は申告相談を行いませんが、2月20日（日）およ
び2月27日（日）に限り、ママカリフォーラム（岡山市北区駅
元町14-1）で申告相談を行います。



国税庁 LINE
公式アカウント

西大寺税務署での不動産の売却、贈与税の申告相
談を希望する人は、次の相談日にお越しください。
▷相談日 2月16日（水）、18日（金）、21日（月）、
24日（木）、28日（月）、3月2日（水）、9日（水）、
11日（金）、14日（月）、15日（火）

